

認知症安心ガイドブック

- 熊本市認知症ケアパス -



熊本市



～はじめに～

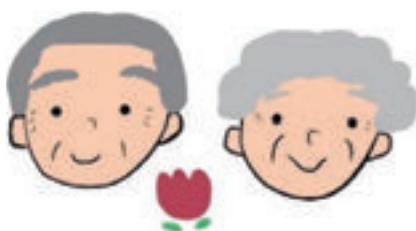
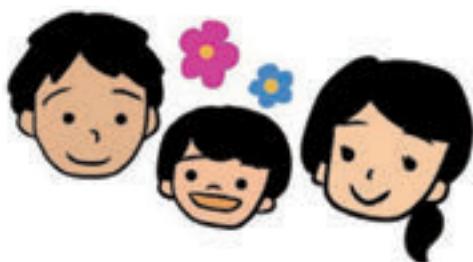
本市の認知症高齢者の数は、2012（平成24）年時点の約2万人から、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025（平成37）年には約4万人にも上ることが推計されています。

これは、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達する状況であり、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気と言えます。

国は、2014（平成26）年度に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、本市においてもこの新オレンジプランに基づきながら、「認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまち」を目指し、認知症の方や家族が安心して社会生活を営むことができる地域づくりや支援体制の整備を図っています。

この冊子は、認知症の進行状況に合わせて、認知症の方やその家族が、いつ、どこで、どのような相談・支援サービスを受けることができるかをお示ししています。

あわせて、地域の方々にも認知症を正しく理解していただきながら、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための一助になれば幸いです。





《もくじ》



1. 認知症を正しく理解しよう ······ 1

- ① 認知症とは
- ② 認知症を引き起こす主な病気
- ③ 若年性認知症について
- ④ 若年性認知症と高齢者の認知症のちがい
- ⑤ 認知症の症状について
- ⑥ おかしいな？認知症かも・・・と思ったら
- ※ トピックス 認知症の方の車の運転について（改正道路交通法について）



2. 認知症の方への接し方 ······ 8

- ① 認知症の方の声を聞き気持ちを理解する～対応のポイント～
- ② こんな時どうする～認知症の症状に対する対応方法～

3. 認知症の経過と利用できる支援 ······ 12

- ① 認知症の経過と認知症の方の様子やご家族の対応のポイント
- ② 認知症の経過に応じて利用できる支援について

4. 目的別の支援内容 ······ 16

- ① 相談する
- ② 改善する・悪化を予防する
- ③ 受診する
- ④ 地域で見守る・つながる
- ⑤ 家族を支援する
- ⑥ 生活や介護を支援する
- ⑦ 住まい
- ⑧ 権利を守る



5. 若年性認知症の方が利用できる支援・・・・・・・・・ 26

- ① 生活状況に応じて利用できる支援の一覧
- ② 相談窓口について
- ③ 経済的な支援について
- ④ 会社等に勤務している場合
- ⑤ 生活支援・家族への支援について
- ⑥ 居場所づくりについて



6. 関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

メモ

1. 認知症を正しく理解しよう



① 認知症とは

脳は、私たちのあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。認知症とは、さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、脳の働きが悪くなつたために障がいが起こり、記憶力や判断力が低下することで日常生活に支障が出ることをいいます。

年を取れば誰でももの忘れなどするようになりますが、認知症は老化によるものではなく、脳の病気です。

② 認知症を引き起こす主な病気

認知症を引き起こす病気には様々なものがあります。病気によって、出現しやすい症状も異なります。認知症を引き起こす主な病気としては、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、脳血管性認知症、その他認知症の症状を示す疾患で、治療可能なもの（正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など）もあります。

認知症の原因となる病気にはこのようなタイプがあります

アルツハイマー型認知症

一番多くみられる認知症です。脳の機能が全般的に低下をしていき、比較的早い段階から、記憶障害、見当識障害のほか、不安・うつ・妄想が出やすくなります。

<症状や傾向>

- ◆ 女性に多い
- ◆ もの忘れの自覚がなくなる
- ◆ ゆっくり症状が進行する

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの病気で、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らず、脳細胞の働きが失われることで発症します。脳梗塞の再発などで症状が段階的に進みます。

<症状や傾向>

- ◆ 男性に多い
- ◆ 意欲が低下しやすい
- ◆ 片麻痺や言語障害などがある

レビー小体型認知症

脳にレビー小体という物質が蓄積されて発症します。パーキンソン症状（手足の震えや動作が緩慢）や幻視（ないものがあるように見える）があらわれ、症状の変動が大きいのが特徴です。

<症状や傾向>

- ◆ 手足の震えや筋肉の硬直で転倒しやすい
- ◆ そこにいない人などの幻視が見える
- ◆ 夜中に夢を見て騒ぎ立てる

前頭側頭型認知症

前頭葉や側頭葉などの脳の前方部分が侵されることで発症します。理性や社会性を失い、「わが道を行く」行動をとる特徴があります。

<症状や傾向>

- ◆ 同じ言動を繰り返す
- ◆ 興味や関心が薄れやすい
- ◆ 万引きや信号無視など社会のルールに違反したことをする



③ 若年性認知症について

認知症は加齢とともに発症しやすくなりますが、65歳未満で発症すると「若年性認知症」と呼ばれます。平均の発症年齢は51歳といわれており、ご本人や配偶者が現役世代で、病気のために仕事に支障がでたり、仕事を辞めたりすると、経済的に困難な状況になります。また、子どもが成人していない場合には、親の病気が与える心理的影響も大きく、人生設計が変わることになります。また、本人や配偶者の親の介護が重なる場合には、介護負担がさらに大きくなります。



④ 若年性認知症と高齢者の認知症のちがい

若年性認知症の症状は、高齢者の認知症とほとんど変わりませんが、体力があり、自分でできることもまだ多くあるため、その人がおかれた状況（社会的役割）から病気を受け入れるまでに多くのサポートが必要といわれています。また、ご本人への理解や対応の仕方に影響を及ぼすため、若年性認知症と高齢者の認知症との違いを知ることも重要です。

今までと違う変化に気づくが、受診が遅れる

他の病気として診断・治療されたりして、認知症の診断・治療が遅れてしまう場合もあります。

どこに相談していいのか分からぬ

物忘れが気になったり、仕事や生活に支障をきたすようになっても年齢が若いことで、認知症を疑わず相談先に迷うケースもあります。

介護負担が増える

ご本人やその配偶者の親世代も介護が必要となる可能性が高く、親の介護が重なった場合は介護負担が増えます。

経済的な問題が大きい

働き盛りで一家の生計を支えている場合、経済的に困窮する可能性があります。

家庭内での課題が多い

夫婦間の問題、子どもの養育、結婚など親が最も必要とされる時期に、認知症になったり要介護者になることで、家庭内に大きな問題ができます。

主介護者が配偶者に集中する

高齢者の場合、配偶者とともに子ども世代も介護を担うことが多いのですが、若年性認知症の世代では、子どもがまだ若く、介護者が配偶者に集中しがちです。

⑤ 認知症の症状について

認知症の症状には、認知症の方に共通してあらわれる症状（中核症状）と、環境の変化や本人の性格、身体の状況、介護の方法などの要因がからみ合って起こる二次的な症状（行動・心理症状「BPSD」）があります。

主な認知症症状（中核症状）

＜記憶障害＞

脳の一部の細胞が壊れそのはたらきを失うと、覚えられない、すぐ忘れると言った記憶障害が起こります。

＜見当識障害＞

①時間：時間や季節感の感覚が薄れることから現れます。

⇒何回も時間を聞いたり、自分の年が分からなくなったりします。

②場所：道に迷ったり、遠くに歩いて行こうとします。

⇒初めは・・・方向感覚が薄らいでも、周囲の景色をヒントにすれば道を間違えることはありませんが、暗くなると道に迷うようになります。

⇒進行すると・・・近所でも道に迷ったり、夜、自宅のお手洗いの場所が分からなくなったりします。

③人物：周囲の人との関係が分からなくなります。

人間関係の見当識は、かなり進行してから現れます。

＜理解・判断力の障害＞

①考えるスピードが遅くなります。

②二つ以上のことが重なると、うまく処理できなくなります。

③いつもと違うことで混乱しやすくなります。

④目に見えないしくみが理解できなくなります。

⇒自動販売機や銀行のATMなどの前で、操作に戸惑ってしまいます。

＜実行機能障害＞

計画を立てたり、手順を考えたりすることができなくなるため、順序立てて物事を進めることが難しくなります。

行動・心理症状（BPSD）

◆抑うつ気分や、引っ込み思案になることがあります

全てが面倒になり、家の整理整頓や掃除もできなくなります。以前はおもしろかったことでも、興味がわかないという状態がでてきます。

◆もの盗られ妄想

しまい忘れをきっかけに、財布や通帳等を誰かに盗まれた、隠されたと騒ぎます。もの盗られ妄想が、より複雑な妄想になることもあります。

◆徘徊

目的地まで行こうと思って出かけても、目的地まで行けずに道に迷います。また、自分の家に居るのに、「家（実家）に帰る」と言って、出て行こうとします。



認知症によって脳の機能が低下



主な認知症状（中核症状）

記憶障害

見当識障害

理解・判断力の障害

実行機能障害

本人のもともとの性格や素質

生活環境や介護、周囲の人間関係など

主な行動・心理症状（BPSD）

行動症状

- 暴言 ●暴力 ●徘徊
- 活動量の低下など

心理症状

- 不安 ●焦燥 ●うつ状態
- 興奮 ●睡眠障害 ●妄想

⑥ おかしいな？認知症かも・・・と思ったら

生活習慣病をはじめ多くの病気がそうですが、認知症も早期発見と対処が大切です。ご本人だけではなく、家族や周囲の人も「今までと何か違う」と感じることがあったら、その変化を見逃さないようにしましょう。

なぜ早期発見と早期診断が重要？

ポイント1 早期治療で改善も期待できる

早期に発見して早期に適切な治療を始めることで、改善が期待できる症状もあります。

また、認知症ではないかと思っても、別の病気の場合もあります。

ポイント2 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うことで、その進行のスピードを遅らせることができます。

ポイント3 早めに様々な準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合って今後の治療方針を決めたり、利用できるサービスを調べたりして、認知症に向き合う準備を整えることができます。

ポイント4 制度利用には初診日が重要

生活支援のための制度を利用する場合、利用する制度によっては、初診日が関係してきます。精神障害者保健福祉手帳は、初診日から6ヶ月以上経過した時点で作成されることになりますし、障害年金は、障害認定日が初診日から1年6ヶ月を経過した日となります。

若年性認知症の場合、就労している間に発症することが少なくないため、できるだけ早く診断を受けることで様々な制度を早く利用することができます。

家族から受診をすすめるポイント

本人が、もの忘れなど自覚がある場合でも、受診するまでには大きな不安があります。本人に自覚がない場合はなおさらで、家族が受診をすすめてもなかなか了承しないか、強く拒否されてしまうこともあります。

こんな場合には、強引にすすめるのではなく、かかりつけ医や相談機関へ相談し、家族だけで抱え込まないようにするとともに、本人の不安をあおらない方法で受診をすすめてみましょう。

例えば・・・

- ✧ 健康維持のための健康診断として誘ってみる
- ✧ 現在治療している病気や不調なところを理由に誘ってみる
- ✧ 家族が受診する際の付添いとして同行する
- ✧ かかりつけ医に専門医への受診をすすめてもらう



具体的なチェックポイント～こんな症状ありませんか～

■本人が気づくポイント■

- 置き忘れやしまい忘れなどで、ものを探すようになった
- 会話をしていて、「あれ」「これ」など具体的な言葉が出てこなくなった
- 考えがまとまらなくなってきた
- 家電製品の使い方が分からなくなる
- 良く知っている道なのに迷ってしまう
- 電車・バスで乗る駅や降りる駅が分からなくなる
- 時間や曜日を何度も家族や周囲の人へ聞くようになった
- 今までできていた家事、運転などのミスが多くなった
- テレビや新聞、本などの内容を理解できなくなってきた
- やる気が出なくなってきた
- 外出するのがおっくうになってきた



■家族や周囲の人（職場の方）が気づくポイント■

- 同じことを何度も言ったり尋ねたりするようになった
- 置き忘れやしまい忘れなどで、探し物をすることが多くなった
- 財布や印鑑など大事なものを盗まれたと人を疑うようになった
- 約束の時間や場所を間違えることが多くなった
- 今までできていた家事や作業がこなせなくなってきた
- スケジュール管理が適切にできない
- 複数の作業を同時並行で行えない
- 仕事でのミスが目立つ
- 今まで好きだったことや趣味への興味や関心がなくなった
- 身だしなみを構わなくなった
- 些細なことで、イライラしたり怒りっぽくなった
- ふざげこんで、外出をしなくなった



トピックス

車の運転について

ポイント1 道路交通法の改正（平成29年3月12日施行）

高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化されました。

これまで更新時にのみ義務付けていた『認知機能検査』について、75歳以上のドライバーが、認知機能が低下した時に起こしやすい違反行為（信号無視・一時不停止等）をした時は、新設された『臨時認知機能検査』を受けることとなりました。また、改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることとなります。（警察庁：平成27年改正道路交通法の概要についてのリーフレットより）

ポイント2 「車の運転をやめてほしい」そんな時はどうする？

認知症では、認知機能の低下が著明になることで様々な運転動作を適性に行えなくなり、交通事故を起こす可能性が高いと言われています。しかし、認知症の方に自動車運転をやめてもらうことは難しく、様々な工夫が必要となります。



【運転をやめもらうための工夫】

- 本人が何のために運転をしているのかを考える。本人の運転に対する気持ちを理解する。
- 運転の仕方や事故への不安をさりげなく話して、自発的に運転をやめるよう促す。
- 本人が運転に不安を感じた時に、運転をやめるよう説得する（責めたりしないように）。
- かかりつけ医や診断を受けた病院の専門医など本人が信頼をしている人に相談し、説明をしてもらう。
- 車がなくても生活に支障がないように環境を整える工夫をする（方法を一緒に考える）。

【お問い合わせ・相談窓口】

運転適性相談窓口 （平日午前9時から午後3時の間に電話予約をお願いします。）

場所：熊本県運転免許センター 2階

菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

免許更新（運転免許課） ☎096-233-0110

免許試験（運転免許試験課） ☎096-233-0116



2. 認知症の人への接し方

① 認知症の人の声を聞き気持ちを理解する

認知症になると、これまでにない失敗が増えたり、できていたことがスムーズにできなかったり、自信を失ったりしています。また時間や今いる場所が分からなど不安感やイライラを募らせ、ご本人も口に出されないながらも、今までとは違う「異変」に気づいています。

また、同時にそれを認めたくない気持ちもあり、家族や周囲の人からの指摘や叱責には過剰に反応してしまいがちです。したがってご本人の話を聞き、心理的に不安であるということを理解し何を望んでいるのかを考えるようにしましょう。

今日の日付が分からない
今いる場所が分からない

相手の言ったことを思い出せない

相手が何を言っているか
よく理解ができない

自分の言いたいことがうまく表現できない



認知症の人への対応の心得 3つの『ない』

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

具体的な対応の7つのポイント



まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人や他の人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守りましょう。

相手に目線を合わせて やさしい口調で

小柄な方の場合は、体を小さくして目線を同じ高さにして対応しましょう。



声をかける時は1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけましょう。

相手の言葉に耳を傾けて ゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問い合わせに答えるのも苦手です。相手の反応を伺いながら会話をしましょう。相手の言葉をゆっくり聞き、何をしたいのか確認しましょう。

落ちついて対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。

おだやかに、はっきりした 話し方で

高齢の方は耳が聞こえにくい方が多いので、ゆっくり、はっきりと話すように心がけましょう。早口、大声、甲高い声でなくしたてないこと。

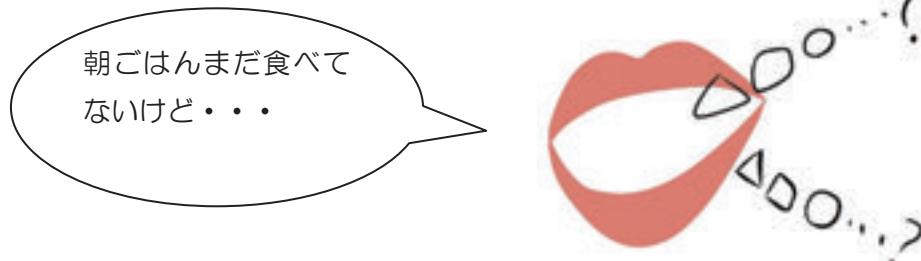
後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけましょう。唐突な声かけは禁物。



② こんな時どうする ~認知症の症状に対する対応方法~

『同じことを何度も言ったり聞いたりする』

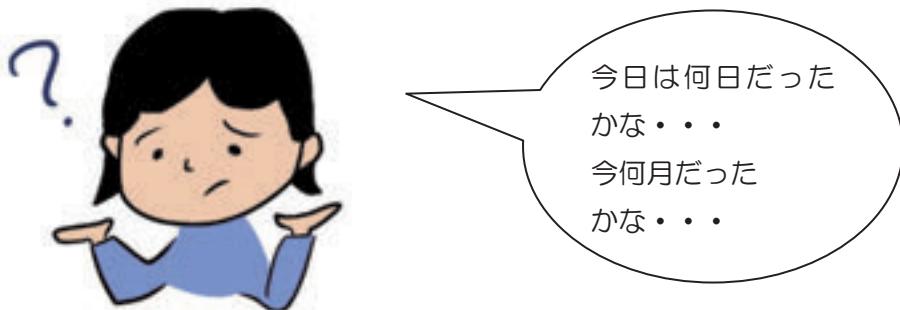


昔のことは覚えていても新しいことを覚えられなかったり、忘れてしまうのが特徴です。ご本人にとっては、初めて聞いたり言ったりしていると思っています。

【ポイント】

- ・同じことであっても、初めて話されたつもりで、落ち着いて聞いて丁寧に対応する。
- ・時間がない時には、「あとでゆっくり聞かせて」と、事情を説明する。
- ・さりげなく話題を変える。

『今日が何月何日か分からぬ』



現在の年月や時刻、自分がどこにいるかなど、基本的な状況を把握することが難しくなってきます（見当識障害）。そのため、不安や混乱が生じ、確認の意味で何度も日時を尋ねことがあります。

【ポイント】

- ・カレンダーに印をつけたり、指をさすなどして分かりやすく伝える。
- ・日頃の会話の中に、季節や日付を感じさせる内容を取り入れる。
- ・「もうこれで何回目？」など強く責めたりしない。

『財布や通帳などをなくして、誰かに盗まれたと思い込む』

かばんに入っていた財布がない！
きっと誰かに盗まれたんだ。



大事なものを失くさないようにしまい込み、何をどこにしまったか分からなくなることがあります。ご本人は「大切なものが失くなった」と困っているのに、ご家族から「また失くしたの？」などと言われると不信感が高まり、身近で介護する介護者が犯人として疑われてしまいます。

【ポイント】

- ・本人の訴えを否定しないようにする。
- ・不安な気持ちに耳を傾け、一緒に探しながら、関心を他にそらすようにする。

『道に迷ってしまう』『自分の家が分からなくなる』



「仕事に行く」といって出かけたり、自分の家にいるのに自分の家ではないと思い込み、「家に帰る」と言って外に出ようとしたりする行動には、ご本人なりの理由があります。本人の話を否定せず、ご本人の思いに沿って、安心できるような対応をすることが大切です。

【ポイント】

- ・外出の理由を尋ね、ご本人の思いに沿って、同行する。無理に引き留めない。
- ・一緒に少し歩いてから「そろそろ帰ろう」と声かけしてみる。
- ・あらかじめ、近隣の方やお店に本人の状態を知らせておく。

3. 認知症の経過と利用できる支援

①認知症の経過と認知症の方の様子やご家族の対応のポイントについて

認知症の進行について	軽度認知障害（MCI） 今までよりも物忘れはあるが、日常生活には支障がない	認知症：軽度の時期 物忘れが目立ち始めるが、日常生活はほぼ自立している
ご本人の様子	会話や様子など	<ul style="list-style-type: none"> 約束の集合日時を間違えたりする よく知っている物の名前が出てきづらい 今までやっていたことなのに、段取りが悪くなり、時間がかかる <ul style="list-style-type: none"> 約束を忘れることがある 時間が分かりにくくなる 同じことを何回も言ったり聞いたりする 不安や焦りがあり、怒りっぽくなる
	食事（調理）	<ul style="list-style-type: none"> 食事の内容を忘れることがある 今までしていた料理が面倒になる <ul style="list-style-type: none"> 料理の味が変わったと家族に言われる 同じ料理が多くなる 鍋こがしなどの火の不始末がある
	生活	<ul style="list-style-type: none"> たまに薬の飲み忘れがある <ul style="list-style-type: none"> 薬の飲み忘れがある
	お金の管理	<ul style="list-style-type: none"> お金の管理や書類作成はできる <ul style="list-style-type: none"> 財布や通帳などの保管場所が分からなくなる 小銭が使いづらくなる
	外出 買い物	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の運転で傷やへこみが増える 意欲が低下して、外出がおっくうになる <ul style="list-style-type: none"> 買い物に行くと同じものばかり買ってくる 慣れたところでも、道に迷う
ご家族の心構えと対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 「いつもと違う」「何か様子がおかしい」と思ったら、専門機関へ相談しましょう 家族や周りの人の気づきがとても大切です 本人は不安に感じていることがあるので、本人の話を傾聴し、不安を和らげるようになしょ 人との交流機会がない方は、家族も一緒に地域での活動に参加し、居場所や仲間づくりをしましょ 	<ul style="list-style-type: none"> できないことがでてきますが、間違っても責めたり否定したりしないようにしましょう 本人のできることは継続できるように見守り、役割を持ってもらいましょう 家族の会や地域で行われている研修会等に参加し、本人への接し方を学んでいきましょう 今後の生活設計について、本人の希望を聞きながら、支援の方法について話し合っておきましょう

認知症は早い段階で気づくことが大切です。
早いうちから認知症の経過やその時々の状況に応じた適切な対応を知ることで、認知症の方の理解やケアに役立ちます。
以下では、認知症でも最も多いアルツハイマー型認知症の経過と様子について示しています。

認知症：中等度の時期	認知症：重度の時期
誰かの見守りや声かけがあれば、日常生活を送ることができることができる	日常生活全般に手助けや介護が必要な状態
<ul style="list-style-type: none"> ・日にち、曜日、季節感が分かりにくくなる ・いつ、どこで、なにをしたのかの出来事を忘れるようになる ・体内時計の調節ができなくなり、不眠や昼夜逆転になりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しい人や家族の顔や名前が分からなくなる ・言葉が理解できない ・過去の記憶も失われていく ・表情が乏しくなる
<ul style="list-style-type: none"> ・食事をしたことを忘れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物が飲み込みにくくなったり、食べることの理解ができなくなる
<ul style="list-style-type: none"> ・同じものばかり着ている ・入浴を嫌がる ・内服管理ができなくなる ・排泄の失敗がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節や場所に合わない服装をする ・排泄の失敗が増える ・日中眠っていることが多くなる
<ul style="list-style-type: none"> ・お金の管理ができなくなる 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から離れたところで道に迷う 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分がいる場所が分からなくなり、近所でも道に迷ったりする
<ul style="list-style-type: none"> ・朝、昼、夜や季節を感じる声かけをしましょう ・ゆっくり短い言葉で少しずつ伝えましょう ・徐々に介護負担が増えていくため、家族が抱え込まずに、相談機関や専門機関を活用しましょう ・どんな心配事、危険なことがあるか家族や支援者と話し合っておきましょう ・万が一の徘徊等に備え安全対策を考えておきましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併症などが起こりやすくなります 体調管理に注意していきましょう ・言葉が出なくなれば、「手を握る」「背中をさする」などスキンシップを心がけてみましょう ・家族が一人で介護を抱え込まないように、介護サービス等を利用し、休息をとりましょう

②認知症の経過に応じて利用できる支援について

	軽度認知障害（MCI） 	認知症：軽度の時期 
相談する (P16)		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター） ・認知症コールセンター
改善する・悪化を予防する (P17~18)	<ul style="list-style-type: none"> ・くまもと元気くらぶ ・老人クラブ ・ふれあい いきいきサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス）
受診する (P19)		<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医 ・認知症サポート医
地域で見守る・つながる (P20)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員、自治会 ・高齢者支援センターささえりあ 	
家族を支援する (P21)		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター）
生活や介護を支援する (P22~23)	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス ・高齢者生活援助事業
住まい (P24)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 ・特定福祉用具販売
権利を守る (P25)		<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホーム
		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業

◎認知症は進行とともに、症状が変化していきます。
認知症の状態に合わせて、介護保険サービスや社会資源
を上手に利用しましょう。

認知症：中等度の時期	認知症：重度の時期
• 認知症地域支援推進員 • ケアマネジャー	
• 認知症カフェ • 通所リハビリテーション（デイケア）	
• 認知症疾患医療センター • 精神科 • 訪問診療 • 訪問看護 • 訪問歯科	
• 認知症サポーター • 認知症カフェ • 高齢者安心支援事業	
• 認知症の人と家族の会 • 認知症コールセンター • 認知症カフェ • 短期入所サービス（ショートステイ）	
• 高齢者安心支援事業 • 高齢者介護用品支給事業 • 訪問介護（ホームヘルプサービス） • 訪問入浴介護 • 訪問看護 • 訪問リハビリテーション • 居宅療養管理指導	
• サービス付き高齢者向け住宅 • 有料老人ホーム • グループホーム • 介護老人保健施設 • 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
• 成年後見制度 • 消費者センター	

4. 目的別の支援内容

①相談する



■高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター）

熊本市は、27カ所の高齢者支援センター「ささえりあ」を設置しています。「ささえりあ」は、地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続し、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう、地域の中核機関として様々な支援を行っています。

（各高齢者支援センター「ささえりあ」の連絡先については、37ページをご覧ください。）

■認知症地域支援推進員

各区役所福祉課に認知症に関する専門の職員として、認知症地域支援推進員を配置しています。認知症地域支援推進員は、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やご家族などからの相談を受けたり、医療や介護サービスが受けられるように関係機関との連携を図るための支援を行っています。

■認知症疾患医療センター

都道府県や政令指定都市が指定する認知症専門医療機関で、熊本県内12カ所に設置されており、認知症の早期発見・診療や医療と介護の連携体制の構築、専門医療相談を担っています。

（各認知症疾患医療センターについては、36ページをご覧ください。）

■認知症コールセンター（愛称「認知症ほっとコール」）

熊本県・市の委託を受け、認知症ご本人やその家族への支援のため、介護経験者、専門職がさまざまな相談に応じています。65歳未満で発症する「若年性認知症」でお悩みの方からもご相談をお受けしています。また、定期的に家族交流会（つどい）を行っています。

◎認知症ほっとコール ☎096-355-1755（水曜日以外の毎日 午前9時～午後6時）

所在地：熊本県中央区上通町3-15 ステラ上通ビル3階

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援や要介護を必要とする方が、適切な介護サービスを受けられるよう、生活状況や身体状況、ご本人やご家族がどんなことに困っているのかを理解し、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職です。サービス提供事業者への連絡や手配、申請や更新の手続きの代行などを行います。



②改善する・悪化を予防する

■くまもと元気くらぶ

住民主体で身近な場所に集まり、運動を取り入れた介護予防活動に取り組む地域の高齢者のグループです。くまもと元気くらぶでは、活動費に対する補助やリハビリテーション専門職からの指導などを受けることができます。

- 参加者の半数以上は 65 歳以上で構成され、毎回の参加人数はおおむね 10 人以上のグループです。
- 市が推奨する運動をおおむね週 1 回以上行います。
- 定期的に運動の効果を測定します。

【お問い合わせ】 熊本市高齢者支援センターささえりあ、または各区役所福祉課

■老人クラブ

老人クラブは、歩いて集まることのできる地域（町内）を基盤とする高齢者の自主的な組織です。社会奉仕活動やレクリエーション活動などを通して、高齢者の生きがいと健康づくり、地域の仲間づくりを行っています。

【お問い合わせ】 各区役所福祉課

■ふれあい・いきいきサロン

仲間づくりや健康づくりを目的に、地域の高齢者が集い、おしゃべりや趣味を通して交流を深め、日頃の楽しみやちょっとした生活の中での困りごとを相談し合う、地域の中のお茶の間のような場です。

【お問い合わせ】 お住まいの地域の自治会・社会福祉協議会・民生委員・児童委員など

■通所介護（デイサービス） ※介護保険サービス

通所介護は、通所介護事業所に通ってもらい、入浴や食事のサービスなどを行います。この通所介護は、要介護者などの健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身の機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ろうとするサービスです。

■通所リハビリテーション（デイケア） ※介護保険サービス

機能訓練を中心に身体面の維持・改善を目的として、老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持・回復を図るためのリハビリテーションを行います。

※介護保険サービスをご利用になるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。要介護認定については、高齢者支援センターささえりあ、または、各区役所福祉課へお尋ねください。

■認知症カフェ

「認知症の方とご家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、集う場」で、主に民間の介護事業所や地域のボランティアなどが運営しており、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」においても設置が進められています。

認知症カフェでは、お茶を飲みながら話をしたり、様々な活動をしながら交流を深めています。

認知症の方やご家族にとって、認知症について理解がある人の中で安心して過ごすことができるのが特徴です。

（詳細については、熊本市ホームページ「熊本市内 認知症カフェ一覧」をご覧ください。）

【認知症カフェについてよくある質問】

Q. 認知症の方しか参加できないのですか？

A. 熊本市内の認知症カフェのほとんどは、認知症の方と介護をされているご家族の方以外に、地域住民の方も参加することができます。

Q. 認知症カフェに参加する時は、事前の予約が必要ですか？

A. 認知症カフェによって、開催日時が様々ですが、予約は特に必要ありません。

Q. 要介護（要支援）認定を受けていなくても、認知症カフェを利用することはできますか？

A. 要介護認定の有無に関わらずどなたでも利用することができます。

Q. 認知症カフェには、どんな人達が携わっているのですか？

A. 認知症カフェによって様々ですが、医療や介護の専門職、地域のボランティアの方々などが携わっています。

Q. 認知症カフェで、認知症に関する相談も聞いてくれますか？

A. 認知症カフェの運営には、医療や介護の専門職が携わっていますので、介護の悩みや認知症の方との接し方、利用できる制度などの相談もできます。



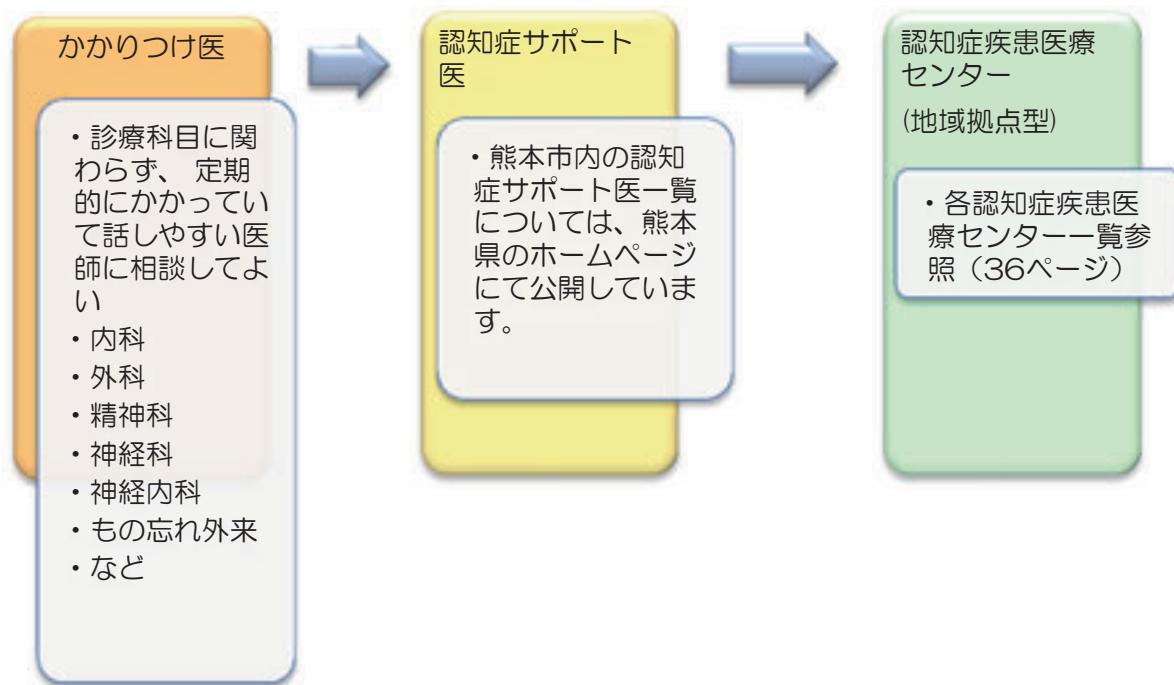
③受診する

■かかりつけ医

日ごろから、健康状態を看てくれる、かかりつけ医を持つことが重要です。熊本市では、全国的にみても大きな病院と地域のかかりつけ医が連携して診療する体制がとられていますので、ぜひ信頼できる、かかりつけ医を持ちましょう。

■認知症サポート医

認知症サポート医とは、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言などの支援を行い、専門医療機関や高齢者支援センターささえりあなどへの連携の推進役となる医師のことです。



■認知症疾患医療センター (詳細は、16 ページをご覧ください。)

■訪問看護 ※介護保険サービス

医学的な管理が必要な要介護者などが、安心して在宅で療養生活が送れるように、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが家庭を訪問して、主治医と連携を取りながら病状観察や服薬管理などを行うほか、疾病を抱えた本人や、その家族の心のケアなどの支援を行います。



④ 地域で見守る・つながる

■ 民生委員・児童委員

皆さんの身近な相談相手として、福祉や子育てに関することなど、様々な支援を行っています。地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかで安心できる地域社会づくりを目指し、地域の方が安心して暮らせるように、高齢者の方の相談にも乗っています。

■ 高齢者支援センターささえりあ (連絡先は、37 ページをご覧ください。)

■ 認知症カフェ (詳細については、18 ページもしくは熊本市ホームページ「熊本市内 認知症カフェ一覧」をご覧ください。)

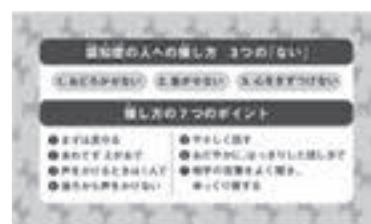
熊本市内にある多くの「認知症カフェ」は、誰でも参加することができます。

■ 認知症サポーター、認知症サポーター養成講座

「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受講された方で、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族をあたたかく見守り応援する人です。

認知症サポーター養成講座は、地域、企業、学校などで開催しています。

認知症サポーター養成講座を受講した人には、認知症の方の理解者である証として、認知症サポーターカードをお渡しします。



【講座開催にあたりよくある質問】

Q. 講座の時間はどのくらいかかりますか?

A. 認知症サポーター養成講座の開催時間は、60 分～90 分間です。

Q. 開催費用はかかりますか?

A. 受講料は無料ですが会場に費用がかかる場合はご負担いただきます。

なお、使用するテキストや認知症サポーターカードは、熊本市で準備します。

Q. 講師はどのような方が来られますか?

A. 「キャラバン・メイト」と呼ばれる方が講師になります。認知症サポーター養成講座の講師として養成された方で、受講者に合わせた講座を実施します。

⑤家族を支援する



■高齢者支援センターささえりあ (連絡先は、37ページをご覧ください。)

■認知症の人と家族の会 熊本県支部

認知症の本人と家族及び専門職種等を中心に結成された民間団体で、認知症コールセンター（16 ページ参照）を運営しているほか、認知症に関わる支援を行っています。また、認知症の方の家族のつどいも行っています。

【お問い合わせ】 認知症の人と家族の会 熊本県支部 ☎ 096-223-5164

■認知症コールセンター (詳細は、16 ページをご覧ください。)

■認知症カフェ (詳細は、18 ページをご覧ください。)

■短期入所サービス（ショートステイ） ※介護保険サービス

在宅で介護を行っている家族などが、入院や冠婚葬祭などの行事、仕事の都合あるいは介護疲れの休養や家族旅行などにより自宅での介護ができない場合に、特別養護老人ホームなどに一時的に入所して、入浴、排せつ、食事などのサービスや機能訓練が受けられます。

<認知症の人と家族の支援の種類のイメージ。

※認知症の人と家族の支援は、5つの項目をバランスよく活用することが大切といわれています。



図. 安武綾：認知症の人と家族のソーシャルサポート,聖路加国際大学博士論文,2016.一部改変

⑥生活や介護を支援する



■シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、掃除・買い物・食事作りなどの家事・生活援助をはじめ、除草・剪定などの業務を行います。

【お問い合わせ】 公益社団法人 熊本市シルバー人材センター ☎096-322-3300

■配食サービス

配食サービスは、栄養状態を考慮した弁当を、自宅に配達するサービスで、対象は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯です。目的は、栄養状態の維持の他に、配達時などの安否確認という点で、活躍しているサービスの一つです。

【お問い合わせ】 熊本市高齢者支援センターささえりあ

■通所介護（デイサービス） ※介護保険サービス

（詳細については、17 ページをご覧ください。）

■通所リハビリテーション（デイケア） ※介護保険サービス

（詳細については、17 ページをご覧ください。）

■訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行います。

■訪問入浴介護 ※介護保険サービス

入浴が困難な寝たきりの要介護者などの家庭を、入浴設備を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

自力で入浴できない要介護者などの心と体のリフレッシュに効果的な介護サービスであるとともに、入浴の介助を行う家族の介護負担の軽減を図る介護サービスです。

■訪問看護 ※介護保険サービス

（詳細については、19 ページをご覧ください。）

■訪問リハビリテーション ※介護保険サービス

理学療法士や作業療法士が医師の指示に基づき、家庭を訪問して、日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行うサービスです。

リハビリテーションは、機能の維持と回復を目指すもので、要介護者などの日常生活動作（入浴、排泄、食事など）の自立や社会参加の実現、家族の介護負担の軽減を目指します。

■居宅療養管理指導 ※介護保険サービス

居宅療養管理指導は、通院が困難な方に対して医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。

熊本市では、在宅での自立した生活を支援するために、介護保険によるサービスのほか、以下のようなサービスを提供しています。

詳細は、高齢者支援センターささえりあまたは、各区役所福祉課へお尋ねください。

■高齢者生活援助事業

緊急的な体調不良などのため、調理・掃除・買物などの家事を行うことが困難な方に対して、一時的に生活を援助するヘルパーを派遣します。

【対象者】要介護認定には該当していない概ね 65 歳以上の方で、一人暮らしの方及びそれに準ずる世帯のうち緊急的な体調不良があり、日常生活の維持が困難である方など

■高齢者安心支援事業

一人暮らしなどの高齢者の緊急時に、通報センターに連絡が行き、24 時間体制で安全を図ります。

【対象者】概ね 65 歳以上の一人暮らしの方およびそれに準ずる世帯のうち、虚弱で見守りが必要な方

■高齢者介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に対し、月額 6,250 円を上限として紙おむつなどを現物支給します。

【対象者】在宅生活において、紙おむつが必要な要介護 4 又は 5 の認定を受けた方を介護している家族で、市民税非課税世帯の方



⑦住まい



■福祉用具貸与 ※介護保険サービス

心身の機能が低下した要介護者などに、日常生活の自立を助ける用具の貸し出しを行うサービスです。

■住宅改修 ※介護保険サービス

介護保険では、一定の範囲内で住宅改修（手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器への取り換えなど）に対しての保険給付を行います。

■特定福祉用具販売 ※介護保険サービス

介護保険制度による福祉用具の利用は、レンタルが基本となります。入浴用具や排せつ用具といった直接身体を密着させるものなど、用具の種類によっては、購入に対して保険給付を行うこととなっています。

■サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、民間事業者などによって運営される介護施設で、安否確認サービスや生活相談サービスを提供しています。

■有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいよう、食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除、健康管理などの日常生活を送る上で必要なサービスがついた高齢者入居施設です。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※介護保険サービス

比較的安定した認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、食事・入浴などの介護や機能訓練などを受けることができます。

■介護老人保健施設 ※介護保険サービス

病状が安定し、リハビリテーションや看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活上の世話などを行います。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※介護保険サービス

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。介護保険の施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。原則として、要介護3以上の方が入所対象となります。

⑧権利を守る



■日常生活自立支援事業

熊本市内で在宅生活をされている認知症の方や知的または精神に障がいのある方などで、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理及び書類などの預かりサービスなどを行い、在宅での生活を支援します。

【お問い合わせ】

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 権利擁護班 ☎096-288-2742
 中央区事務所 ☎096-288-5081
 東 区事務所 ☎096-282-8379
 西 区事務所 ☎096-288-5817
 南 区事務所 ☎0964-28-7030
 北 区事務所 ☎096-272-1141

■成年後見制度

成年後見制度とは、認知症などによって物事を判断する能力が十分でないために、財産管理、介護サービス利用や施設への入退所に関する契約などを行うことが困難な方々に対し、その方の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任することにより、保護・支援する制度です。

後見人には、家族などの身近な人や弁護士、司法書士、社会福祉士といった適任者が選ばれます。

【お問い合わせ】 熊本市高齢者支援センターささえりあ、各区役所福祉課、熊本家庭裁判所

■消費者センター

消費者センターは、商品やサービス等の契約問題に関するトラブルや商品事故の苦情など消費生活に関する相談に応じています。

認知症の方は、被害に遭いやすい傾向にある一方で、被害に遭ったという認識が薄く、相談にもつながらない傾向もありますので、おかしいな？と感じたら、身近な人やご家族の方もお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】 熊本市消費者センター ☎096-353-2500

来所：熊本市役所別館（駐輪場）5階

利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

対象：熊本市にお住まいの方

5. 若年性認知症の方が利用できる支援

① 生活状況に応じて利用できる支援の一覧

何かおかしいと思った

- ・かかりつけ医
- ・認知症疾患医療センター
(P16・36)
- ・認知症コールセンター
(P16・28)
- ・高齢者支援センターささえりあ
(P16・28・37)
- ・区役所 福祉課 (P36)

仕事を継続

- ・企業の障害者雇用
(P31)
- ・傷病手当金 (P31)
<家族への支援>
- ・介護休業制度
(P31)

診断を受けたら

- ・障害者手帳 (P29)
- ・自立支援医療 (P29)
- ・特別障害者手当 (P29)
- ・障害年金 (P29)
- ・国民健康保険料の減免
(P30)
- ・住宅ローンの返済 (P30)
- ・生命保険 (P30)
- ・高額医療・高額合算療養費
(P30)
- ・高額療養費 (P30)
- ・高額介護サービス費 (P30)

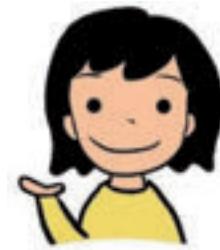
会社などに勤務している

自営業もしくは勤務していない

今の仕事をできる限り続けられるよう、上司や人事担当者などに、配置転換について相談してみましょう。

生活支援・

- ・日常生活自立支援事業
- ・生活福祉資金の貸付
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付



退職したら

- ・雇用保険（P32）
- ・健康保険（P32）
- ・国民年金保険料の免除（P32）

再就職を考える

- ・ハローワーク熊本（P32）
- ・熊本障害者職業センター（P32）
- ・障がい者就業・生活支援センター（P32）
- ・就労移行支援事業（P33）
- ・就労継続支援（A型 B型）事業（P33）

居場所づくり

- ・認知症カフェ（P18・35）
- ・若年性認知症のつどい（P35）
- ・介護保険サービス（P17・24・35）
- ・デイサービス デイケア（P17・35）

家族への支援

- (P34) • 成年後見制度（P25・34）
- (P34) • 学資支援
- (P34) • ショートステイ（P21）



<若年性認知症の方へ>

② 相談窓口について

ご本人やご家族が様々なことを相談できる場所を見つけましょう。

■認知症地域支援推進員

各区役所福祉課に認知症に関する専門の職員として、認知症地域支援推進員を配置しています。

若年性認知症の方やそのご家族の相談に対応します。

(各区役所福祉課の連絡先については、36 ページをご覧ください。)

■認知症コールセンター（愛称「認知症ほっとコール」）

熊本県・市の委託を受け、認知症のさまざまな相談を受けています。また、**若年性認知症支援コーディネーター**が、相談対応・初期支援・関係機関との連携を行います。

◎認知症ほっとコール ☎096-355-1755（水曜日以外の毎日 午前9時～午後6時）

所在地：熊本市中央区上通町3-15 ステラ上通ビル3階



～若年性認知症支援コーディネーターとは～

熊本県・市では、平成26年から九州で初めて若年性認知症支援コーディネーターを配置しています。

主な役割は、

- ①若年性認知症の方やその家族、職場などからの相談対応・初期支援
 - ②適切な医療機関への受診支援と受診後の継続支援
 - ③関係機関との連絡調整
 - ④利用できる制度やサービスについての情報提供
- です。本人の症状や思い、趣味などに合った居場所づくりと家族も含めた支援を心がけています。

■高齢者支援センターささえりあ（連絡先は、37 ページをご覧ください。）

高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で安心して生活していくよう、様々な支援を行っています。高齢者だけではなく、若年性認知症の方の相談にも対応します。



■かかりつけ医

■認知症疾患医療センター

詳細については、16 ページと 36 ページをご覧ください。

病気と今後の経過、生活上の注意点などを主治医に確認したうえで、これらの生活について、医療機関のソーシャルワーカーに相談しましょう。

③ 経済的な支援について

■障害者手帳

➤ 精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患がある方で、継続（6ヶ月以上）して治療している場合、障がいの状態によって交付を受けることができます。交付されると、それぞれの障がいの程度に応じた福祉サービスを利用できるようになります。

申し込み・相談窓口 各区役所福祉課または障がい保健福祉課 精神保健福祉室

※若年性認知症の中には、麻痺やパーキンソン病のような身体症状が出るものもあります。このように、精神機能の衰退に起因する日常生活動作能力の低下とは別に、身体そのものに障害がある場合には、身体障害者手帳の対象となる場合があります。

詳しくは、障がい者福祉相談所（☎096-362-6500）にご相談ください。

■自立支援医療（精神通院医療）

認知症で指定医療機関に通院治療している場合（入院を除く）、医療費（薬代を含む）の自己負担が最大1割に軽減されます。ただし、世帯の所得などに応じて、自己負担の上限が定められています。

申し込み・相談窓口 各区役所福祉課または障がい保健福祉課 精神保健福祉室

■特別障害者手当

身体または精神に著しい障がいを有するため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

申し込み・相談窓口 各区役所福祉課

■障害年金

病気やけがで仕事を続けることが困難となった人や、その家族の生活を支えるための公的年金であり、公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）の受給資格があり、障がい者なった場合、申請できます。認知症になった場合、症状によって、障害年金が支給されます。

- 初診日から1年6ヶ月経過した日、またはその前であっても症状が固定した日以降に申請できます。
- 65歳前に初診日がないと、障害年金は受給できません。
- 障害厚生年金、障害共済年金受給のためには、初診日が在職中であることが必要ですので、退職前に受診する必要があります。

申し込み・相談窓口 国民年金については、各区役所区民課（厚生年金・共済年金については年金事務所・各共済組合）

<若年性認知症の方へ>

■国民健康保険料の減免

病気やけがなどで退職または事業の継続が困難になったことなどにより、前年と比較して所得が著しく減少したときは、申請していただくことにより保険料を減免できる場合があります。

申し込み・相談窓口 各区役所区民課（中央区は国保年金課）

■住宅ローンの返済

住宅ローンを契約する時には、途中で返済できなくなる場合に備えて、債務弁済手続きがとれる場合があるので、契約書を確認してみましょう。

問い合わせ先 融資を受けている金融機関

■生命保険

契約内容により、保険金が支払われる場合があります。また、現在の状況で該当しなくても、認知症の進行の過程で、該当する状況になる場合もあります。

問い合わせ先 契約されている生命保険会社など

■高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯で同一の医療保険に加入している人で、1年間に「医療費」と「介護サービス利用料」の負担があり、その合計額が一定を超えた場合、その超えた額が払い戻されます。該当される方は通知します。

申し込み・相談窓口 各区役所区民課または国保年金課

■高額療養費

医療機関や薬局で支払う自己負担額が、1ヶ月単位で一定額を超えた場合、その超えた額が払い戻されます。

申し込み・相談窓口 国保年金課

■高額介護サービス費

同一世帯で、同じ月内に利用した介護保険サービスの利用料の自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた額が払い戻されます。該当される方には通知します。

申し込み・相談窓口 各区役所福祉課



④ 会社等に勤務している場合

仕事は本人の負担にもよりますが、いったん退職をしてしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できるだけ今いる職場で仕事を続けられるよう上司や人事担当者などと話し合い、職場の理解が得られるようにしましょう。

職場へ相談することが難しい場合は、若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、診断を受けた医療機関のソーシャルワーカーへ相談してみましょう。



仕事を続ける場合

■企業の障害者雇用

一般企業では、労働者の 2.0%以上、特殊法人と国・地方公共団体では 2.3%、都道府県などの教育委員会では 2.2%以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

障害者手帳の取得による障害者法定雇用率への算定により、雇用継続が可能にならないか会社に相談してみましょう。

■傷病手当金

傷病手当金は、全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合に加入しているご本人（被保険者）が、病気やけがのために働くことができず会社を休んだ日が連続して 3 日間あり、4 日目以降休んだ日に対して事業主から十分な報酬が受けられない場合に、その間の生活を保障するための給付が受けられる制度です。

※傷病手当金が支給される期間は、支給が開始された日から最長 1 年 6 ヶ月です。

（1 年 6 ヶ月分が支給されるということではありません。）

※健康保険に加入していない事業所へお勤めの方、自営業の方、退職後に健康保険に任意加入している任意継続被保険者は、傷病手当を受けることができません。

問い合わせ先 職場の人事や労務担当者

■介護休業制度

介護休業制度は、労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある家族を介護するために、一定の期間休業することができる制度です。

問い合わせ先 職場の人事や労務担当者

＜若年性認知症の方へ＞

退職した場合・再就職を考える

■雇用保険

会社を退職した後、失業給付を受けるには、ハローワークに求職の申し込みを行い、求職活動をして失業の認定を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐできない場合は、ハローワークに届け出ることにより、受給期間を延長することができます。

問い合わせ先 ハローワーク熊本（公共職業安定所） ☎096-371-8609

※退職した後も働きたい、経済的な理由で働くなくてはならない場合、『障害者専門窓口』で、障がいの状態や適性、希望職種に応じ、職業相談、職業紹介、職場適応指導を行います。

■健康保険

退職後の健康保険の加入については、以下の選択肢があります。

- ①現在の保険を一定の条件で任意継続する。
- ②国民健康保険に切り替える。
- ③家族の健康保険に加入する。

問い合わせ先 全国健康保険協会（協会けんぽ）など

■国民年金保険料の免除

病気や退職などで収入が減って、保険料の支払いが困難になった場合、保険料が免除される制度です。

問い合わせ先 各区役所区民課または国保年金課

■熊本障害者職業センター

障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワークや関係機関と連携し、就労のための相談支援を行います。

問い合わせ先 熊本障害者職業センター ☎096-371-8333

※ご相談は予約制です。事前に電話にてお問い合わせください。

※受付時間 午前8時45分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休みです）

■障がい者就業・生活支援センター

障がい者の一般就労の支援を強化するために、平成25年に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を開設しました。本市が開設した「熊本市障がい者就労・生活支援センター」と、「熊本障害者就業・生活支援センター」とが一体となり、『くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」』として、就職支援、定着支援、職場開拓などの支援を実施しています。

問い合わせ先 くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」

☎096-288-0500

福祉的な就労の方法について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）に基づく障がい福祉サービスとして、一般企業などへの就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業や就労継続支援事業があります。

■就労移行支援事業

一般就労が可能と見込まれる 65 歳未満の障がいのある方で、就職を希望する場合、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

問い合わせ先 各区役所福祉課

■就労継続支援（A型 B型）事業

- **就労継続支援A型（雇用型）事業**：一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職活動に関する支援などを行います。
- **就労継続支援B型（非雇用型）事業**：一般就労が困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づく就労が困難である方に、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓など必要な支援を行います。

問い合わせ先 各区役所福祉課



<若年性認知症の方へ>

⑤ 生活支援・家族への支援について



■日常生活自立支援事業

認知症や知的または精神に障がいのある方などで判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理及び書類などの預かりサービスなどを行い、在宅での生活を支援します。

問い合わせ先 熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 権利擁護班

☎ (代表) 096-322-2331 (直通) 096-288-2742

■成年後見制度 (詳しい内容は、25 ページをご覧ください)

認知症など、判断力が不十分な方を法律的に保護し、支援する制度です。

問い合わせ先 熊本市高齢者支援センターささえりあ、各区役所福祉課、熊本家庭裁判所

■生活福祉資金貸付

低所得世帯などの方に対して、低利あるいは無利子で資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようとするための制度です。

問い合わせ先 熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 相談・貸付班

(代表) 096-322-2331 (直通) 096-288-2742

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭または父子家庭などの方の経済的自立を援助し、その扶養する児童などの福祉の向上を図るために、資金の貸付を行います。

問い合わせ先 事前相談及び申請は予約制となっているため、問合せ先に事前に電話などで予約をしてください。

- 各区役所保健子ども課または子ども支援課
- 熊本市母子父子相談室

受付時間：火曜日～日曜日（月曜日・祝日休み） 午前 9 時 30 分～午後 4 時

☎ 096-372-1228

■短期入所サービス（ショートステイ） ※介護保険サービス

(詳細は、21 ページをご覧ください)

⑥ 居場所づくりについて



■認知症力フェ

認知症力フェでは、認知症の方とその家族、地域住民が集い、お茶を飲みながら情報交換をしたり、様々な活動を通して交流を深めています。

認知症の方やご家族が、認知症について理解がある人の中で安心して過ごすことができるのが特徴です。（詳細については、熊本市ホームページの「熊本市内 認知症力フェ一覧」をご覧ください。）



みどりの小路

2016年2月から、若年性認知症の方とその家族の交流の場「みどりの小路 in ひかり野」が開かれています。本人、家族、支援者が一緒になり、昼食を作り、食事を楽しみ、近況報告など、居場所の一つになっています。

問い合わせ先

認知症の人と家族の会熊本県支部 ☎ 096-223-5164

所在地：熊本市中央区上通町3-15 ステラ上通ビル3階

■若年期認知症のつどい

若年性認知症の方と家族は、高齢期認知症の方や家族と比較して症状の現れ方や介護上の困難性の相違もあり、高齢期のつどいとは別のグループで毎月1回（第1土曜日）に開催しています。

問い合わせ先 熊本県認知症コールセンター ☎ 096-355-1755

（水曜日以外の毎日 午前9時～午後6時）

所在地：熊本市中央区上通町3-15 ステラ上通ビル3階

■デイサービス・デイケア ※介護保険サービス（詳細は、17ページをご覧ください）

デイサービス・デイケアはもともと65歳以上の高齢者を対象としたサービスであるため、65歳未満の若年の方を受け入れるところは多くありませんでしたが、最近は徐々に増えてきています。

65歳未満の若年の方は体力があり、高齢者との価値観の違いや、高齢者向けのプログラムでは満足できないこともあるため、今までの仕事内容や環境、本人の意向に沿って、対応してもらえる施設を探しましょう。

※介護保険サービス

サービスを利用できるのは一般的には65歳以上の方からですが、初老期認知症と診断された場合は、40歳から利用できます。

6. 関係機関一覧



認知症疾患医療センターについて

問い合わせ先	住所	電話番号
くまもと青明病院	熊本市中央区鹿渡 5-1-37	096-366-2308
くまもと心療病院	宇土市松山町 1901	0964-22-1106
山鹿回生病院	山鹿市古閑 1500-1	0968-44-2338
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地 115-1	0967-22-7600
益城病院	上益城郡益城町惣領 1530	096-286-3611
平成病院	八代市大村町 720-1	0965-65-8001
天草病院	天草市佐伊津町 5789	0969-23-6111
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾 1992	0968-62-0838
吉田病院	人吉市下城本町 1501	0966-22-4051
菊池病院	合志市福原 208	096-248-8012
みずほ病院	水俣市袋 705-14	0966-63-5196

※熊本大学医学部付属病院（熊本市中央区本荘 1-1-1）は、県内全域を統括する病院

熊本市内の相談・お問い合わせについて



●認知症に関する情報を熊本市のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.jp/>

問い合わせ先	住所	電話番号
中央区役所 福祉課	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	096-328-2311
東区役所 福祉課	熊本市東区東本町 16 番 30 号	096-367-9127
西区役所 福祉課	熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号	096-329-5403
南区役所 福祉課	熊本市南区富合町清藤 405 番地 3	096-357-4129
北区役所 福祉課	熊本市北区植木町岩野 238 番地 1	096-272-1118
高齢福祉課	熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	096-328-2963

熊本市高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター）一覧

令和4年(2022年)1月29日現在

区	通称	圏域校区	郵便番号	住所	電話番号
中央区	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央	壺川、城東、慶徳、一新、五福	860-0004	熊本市中央区新町4丁目1-26	319-0222
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘	本荘、春竹、向山	860-0811	熊本市中央区本荘4丁目1-3	221-3242
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼	碩台、黒髪	860-0853	熊本市中央区西子飼町8-18 RIX Bambino1階	243-2233
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 白川	白川、大江、白山	862-0976	熊本市中央区九品寺1丁目2-23 MCビル1階	211-6011
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺	出水、出水南、砂取	862-0941	熊本市中央区出水1丁目4-7	362-0065
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山	託麻原、帯山、帶山西	862-0926	熊本市中央区保田窪1丁目1-33 第2大田ビル1階	241-0230
東区	熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上	尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、月出	862-0913	熊本市東区尾ノ上1丁目12-8 ラフォーレ19番館101	331-6355
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪	西原、託麻西	862-0925	熊本市東区保田窪本町10-114 グランフィーネ保田窪1F	387-8201
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻	託麻東、託麻北、託麻南、長嶺	861-8043	熊本市東区戸島西2丁目6-132	282-8249
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖	画図、健軍、泉ヶ丘	862-0955	熊本市東区神水本町25-25	214-6888
	熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば	秋津、若葉、桜木、桜木東	861-2118	熊本市東区花立2丁目4-5 花立ヒルズ1F	360-5550
西区	熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和	城山、高橋、池上	860-0066	熊本市西区城山下代4丁目10-16 B号室	329-6743
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹	城西、花園、池田	860-8515	熊本市西区島崎2丁目11-13	311-5311
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵	古町、春日、白坪	860-0047	熊本市西区春日6丁目19-2 マーブル春日1F	247-6030
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰	芳野、河内	861-5343	熊本市西区河内町野出1948-1	277-2588
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西	小島、中島	861-5287	熊本市西区小島8丁目9-13	329-2016
南区	熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合	富合	861-4147	熊本市南区富合町廻江599-4	358-5556
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田	田迎、田迎南、田迎西、御幸	862-0965	熊本市南区田井島2丁目9-9 田井島スクエアI	370-5055
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南	力合、力合西、城南、川尻、日吉、日吉東	861-4106	熊本市南区南高江6丁目7-35 (南部まちづくりセンター内)	358-7222
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田	飽田東、飽田西、飽田南	861-4121	熊本市南区会富町1333-1 (飽田まちづくりセンター内)	227-1695
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明	錢塘、奥古閑、川口、中緑	861-4126	熊本市南区錢塘町2138-2	223-2660
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南	杉上、隈庄、豊田	861-4202	熊本市南区城南町宮地1050 (城南まちづくりセンター内)	0964-28-1131
北区	熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木	植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底	861-0132	熊本市北区植木町植木555	272-6914
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部	川上、北部東、西里	861-5521	熊本市北区鹿子木町66 (北部まちづくりセンター内)	275-6355
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平	高平台、清水	860-0084	熊本市北区山室6丁目8-2	343-0170
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地	城北、麻生田	861-8075	熊本市北区清水新地2丁目19-24	288-4800
	熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚	龍田、武蔵、弓削、龍田西、楠、榆木	861-8001	熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1階	339-8130

メモ

認知症安心ガイドブック作成にご協力いただいた方々
(順不同・敬称略)

参考文献・引用文献

- ✧ くまもと青明病院 認知症疾患医療センター センター長 兼田 桂一郎
- ✧ 医療法人 明和会 くまもと悠心病院 院長 宮内 大介
- ✧ 熊本市認知症介護指導者 前川 春美
- ✧ 熊本市認知症介護指導者 松田 修
- ✧ 熊本県若年性認知症支援コーディネーター 太田 千里
- ✧ 熊本大学大学院 生命科学研究部 Orange Project 安武 綾
- ✧ Orange Project 正会員 保々 真絵（イラスト作成）

【参考文献】

- ✧ 認知症サポーター養成講座標準教材 (全国キャラバン・メイト協議会)
- ✧ キャラバン・メイト養成テキスト (全国キャラバン・メイト協議会)
- ✧ 若年性認知症支援ガイドブック (認知症介護研究・研修大府センター)

【引用文献】

- ✧ 認知症サポーター養成講座標準教材 (全国キャラバン・メイト協議会)

2019(平成31)年 4月

熊本市 高齢福祉課

TEL 096-328-2963

